



2018年10月3日

各 位

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 井阪 隆一
(コード番号 3382 東証第一部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 伊藤 順朗
(TEL. 03-6238-3000)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社子会社の株式会社そごう・西武は、2018年7月12日付開示「公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について」にて公表いたしました過去の制服販売業務の事案と併せて、近畿地区に店舗を有する百貨店の配送料の引上げに関する独占禁止法違反の疑いについての調査に全面的に協力してまいりました。

本日、同委員会から株式会社そごう・西武に対し、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

当社及び株式会社そごう・西武は、法令遵守に努めてきたにもかかわらず、このような事態になりましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、株主の皆様やお客様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配をおかけしておりますことを深くお詫びいたします。

記

1. 排除措置命令の概要

株式会社そごう・西武は、配送料の引上げに関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、配送料を引き上げる旨の合意が消滅していることを確認する等の内容とする取締役会決議を行うこと、それらの内容について株式会社そごう・西武従業員に対して周知徹底すること等の措置を採ることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

- (1) 納付すべき課徴金の額 641万円
- (2) 納付期限 2019年5月7日

3. 再発防止に関して

株式会社そごう・西武は、2018年7月12日付開示「公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について」にて公表いたしました通り、既にコンプライアンス意識と独占禁止法に対する理解度向上を促進するため、全従業員を対象とする「独占禁止法遵守の行動基準」を継続的に周知徹底することや独占禁止法に係るモニタリングの実施等の再発防止策を実施しております。

当社グループにおきましても、引き続き独占禁止法をはじめとする法令遵守に関する社内研修やモニタリング体制の一層の強化・充実を進め、コンプライアンス経営を徹底してまいります。

4. 業績への影響

本件による当社連結業績への影響は軽微です。

以 上